破産手続廃止

平成２４年（フ）第２４４号
山梨県甲斐市竜王3050番地６　スカイハイツつちや206号
破産者　中村日出夫
１　決定年月日　平成25年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０５８号
栃木県那須塩原市埼玉163－５
破産者　三ケ尻　勲
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３３号
埼玉県新座市畑中１丁目３番16号
破産者　株式会社ＭＴＢ
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４５７０号
東京都品川区西五反田２丁目１番22号
破産者　夢株式会社
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７０号
静岡市葵区昭府１丁目15番11－４号
破産者　株式会社望月工建
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６８号
静岡市清水区鳥坂542番地の23
破産者　有限会社エムズ
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９号
静岡県掛川市岩滑1087番地の１
破産者　有限会社渥美管興
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第３００６号
名古屋市中村区森末町３丁目102番地
破産者　ヒトミ塗装有限会社
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８号
三重県志摩市浜島町浜島1036番地
破産者　株式会社紫光
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
三重県志摩市浜島町浜島643番地
破産者　井上　　大
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
三重県伊勢市朝熊町1636番地１
破産者　濵口　和昭
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１０８９号
神戸市中央区港島９丁目１番地
破産者　株式会社ベーステック
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２５号
広島市安佐南区高取南１丁目16番９－６号
破産者　有限会社竹長組
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９０号
大分市大字丸亀708番地
破産者　有限会社丸崎工業
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４３０号
北海道旭川市亀吉２条１丁目３番17号、商業登記簿上の本店所在地北海道旭川市東旭川南１条４丁目５番２号
破産者　有限会社宝石のみゆき
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１号
石川県能美市小杉町イ205番地１
破産者　株式会社泉八堂
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２６９号
愛知県一宮市木曽川町黒田六ノ通り60番地
破産者　有限会社大成電機
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１０５号
福岡県大牟田市北磯町32番地１
破産者　株式会社昇栄産業
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４１６号
千葉県四街道市鹿放ケ丘352番地２
破産者　藤原潤一郎
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１８３６１号
東京都練馬区関町東１丁目22番２号
破産者　株式会社フィールドアップ
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００９２号
東京都新宿区西新宿８丁目４－15－401、住民票上の住所東京都世田谷区用賀２丁目12－22　イイダアネックス５－202
破産者　森下　信夫
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６０７号
東京都台東区上野３丁目22番８号
破産者　株式会社大和宝飾
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部